

2021年 大阪弁護士会
知的財産シンポジウム

発明の進歩性に関する 裁判例の動向と今後の課題

～近時の最高裁判決と知財高裁大合議判決を踏まえて～

2021年**11月29日**(月)

時間:13:00～16:30(受付12:30)

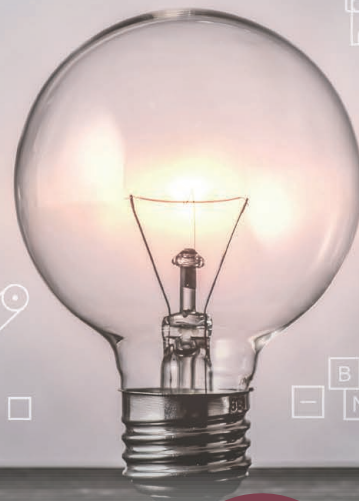
場所:大阪弁護士会館2階ホール

(オンライン同時配信)

発明の進歩性は、特許要件の中でも最も重要な要件の1つであり、特許権侵害訴訟や審決取消訴訟においても、争点となることが多い事項です。また、日々の特許出願に際しても、進歩性の有無の判断に迷うケースは多いのではないかと思います。

進歩性に関しては、ピリミジン事件の知財高裁大合議判決(知財高判平成30年4月13日、平成28年(行ケ)10182号、10184号)において、進歩性の判断枠組や引用発明の認定に関する一定の指針が示されました。また、「ヒトにおけるアレルギー性眼疾患を処置するための点眼剤」事件の最高裁判決(最判令和元年8月27日、平成30年(行ヒ)第69号)では、発明の顕著な効果に関する最高裁の判断が示されており、注目を集めています。

本シンポジウムでは、上記の知財高裁大合議判決の裁判長をされた清水節弁護士(元・知的財産高等裁判所長)に基調講演をしていただいた後、後半のパネルディスカッションでは、弁護士、裁判官、学者の先生、企業の知財担当者も交えて、発明の進歩性に関する裁判例の動向と今後の課題に関する議論をさせていただきます。



参加費
無料

事前
申込制

第1部 基調講演

清水 節(弁護士、元・知的財産高等裁判所長)

第2部 パネルディスカッション

パネリスト:

清水 節(弁護士、元・知的財産高等裁判所長)

杉浦 正樹(大阪地方裁判所第26民事部(知的財産専門部)部総括判事)

前田 健(神戸大学大学院法学研究科 教授)

青木 潤(弁理士、積水ハウス株式会社)

重富 貴光(大阪弁護士会会員 弁護士)

速見 禎祥(大阪弁護士会会員 弁護士)

コーディネーター:

山田 威一郎(大阪弁護士会会員 弁護士)

キックオフスピーカー:

富田信雄、白波瀬悠美子、甲斐一真、佐野みず紀

(大阪弁護士会会員 弁護士)

参加申込フォーム: QRコード又は下記URLにてお申込みください。
https://www.osakaben.or.jp/web/entry/p_form.php?id=id_616f972f0e334

お問合せ先: 大阪弁護士会 知的財産委員会
TEL: 06-6364-1238



●定員: オンライン 500名、会場 40名

●新型コロナウイルス感染防止のため、会場での参加人数に制限があることから、事前に申込みのない方はご参加いただけません。

●会場に参加される際は必ずマスクを着用してください。当日は入室前に受付で消毒用アルコールによる手指消毒及び検温をしていただきます。また、検温の結果、37.5℃以上の発熱がある方、体調不良の方は参加をお控えいただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

共催: 大阪弁護士会知的財産法実務研究会、弁護士知財ネット

後援: 日本弁理士会関西会、公益社団法人関西経済連合会、

一般社団法人日本知的財産協会、日本知的財産仲裁センター関西支部、

一般社団法人大阪発明協会、一般財団法人経済産業調査会近畿本部、

大阪大学知的基盤総合センター